

財 関 第 31 号
令和 7 年 1 月 16 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 高村 泰夫

ロシアの産業基盤強化に資する物品等の輸出の禁止措置
に伴う税関の対応について

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）により、ロシアの産業基盤強化に資する物品等の輸出並びにロシア及びベラルーシ以外の国の特定団体への輸出の禁止措置を実施することが決定され、1 月 10 日に「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」が閣議了解されたところである。

これを受けて、ロシアの産業基盤強化に資する物品等の輸出並びにロシア及びベラルーシ以外の国の特定団体への輸出の禁止措置を実施するため、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 1 号）等が 1 月 23 日から施行される。

税関においては、経済産業省貿易経済安全保障局長からの通知（別紙）を踏まえ、関係省庁との連携を密にし、本輸出の禁止措置の実効性の確保に努めるため、下記により実施されたい。

記

1. 税関における審査に際しては、通関関係書類等により経済産業大臣の輸出の承認の要否を慎重に確認するとともに、経済産業省と緊密に連携することにより、本輸出の禁止措置の実効性を確保すること。また、これにより適正な通関の徹底を図るほか、事後調査を的確に実施すること。
2. 第三国を経由したロシアへの迂回輸出を防止するため、関係部門が緊密に連携し、税関業務を一層厳正かつ的確に実施するとともに、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。
3. 関係省庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、倉庫業者等の関係業者などからの情報収集について、一層の充実を図ること。

経済産業省

官 印 省 略
20250106 貿局第3号
令和7年1月16日

財務省関税局長 殿

経済産業省貿易経済安全保障局長

ロシア等を仕向地とする軍用の化学製剤の製造に用いられる反応器
の部分品等の輸出禁止措置について

上記の件について、令和7年1月10日付け閣議決定に基づき、別紙のとおり輸出貿易管理令の一部を改正する政令が施行されることになるため、税関においても本改正の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしくお願いいたします。

政令第一号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三第一号の一(1)中「反応器」の下に「及びその部分品」を加え、同号ハ(5)中「核酸の」を「核酸若しくはペプチドの」に改める。

別表第二の三第一号の一(48)を同号(50)とし、同号(47)中「、その他の」を「その他」に、「及びパズル」を「、パズル及びビデオゲーム用のコンソール又は機器」に改め、同号(47)を同号(49)とし、同号(46)を同号(48)とし、同号(45)中(iii)を(ix)とし、(x)から(xi)までを(xi)から(xii)までとし、(ix)を(x)とし、その次に次のように加える。

(xi) 呼吸用機器及びガスマスク

別表第二の三第一号の一(45)中(iii)を(ix)とし、(v)から(vii)までを(vi)から(viii)までとし、同号(45)(iv)を次のように改める。

(iv) 写真機、写真用のせん光器具及びせん光電球並びにこれらの部分品及び附属品
別表第二の三第二号の二(45)(iv)を同号(45)(v)とし、同号(45)(iii)を同号(45)(iv)とし、同号(45)(ii)の次に次のように加える。

(iii) 視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡

別表第二の三第二号の二(45)を同号(46)とし、その次に次のように加える。

(47) 刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや

別表第二の三第二号の二(44)を次のように改める。

(44) 船舶及び浮き構造物

別表第二の三第二号の二(44)を同号(45)とし、同号(43)を同号(44)とし、同号(42)(i)中「無限軌道式トラクター」の下に「並びにこれらの車体並びにこれらの部分品及び附属品」を加え、同号(42)(iv)中「特殊用途自動車」の下に「及びその車体並びにこれらの部分品及び附属品」を加え、同号(42)(v)中「トラクター」の下に「及びこれら」を加え、同号(42)(vi)中「及びセミトレーラー並びにこれらの車両又はその他の車両」を「、セミトレーラーその他車両及びこれら」に改め、同号(42)(vi)を同号(42)(viii)とし、同号(42)(v)の次に次のように加える。

(vi) モーターサイクル

(vii) 自転車及びサイドカー並びにこれらの部分品及び附属品

別表第二の三第二号の二(42)を同号(43)とし、同号(41)を次のように改める。

(41) 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両、鉄道又は軌道の線路用装備品及び機械式交通信号用機器並びにこれらの部分品

別表第二の三第二号の一(41)を同号(42)とし、同号(40)中(40)を(41)とし、(40)を(41)とし、(40)を(41)とし、(40)を(41)とし、(40)を(41)を次

のよう改める。

(xxx) 炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品であつて黒鉛その他の炭素のもの

別表第二の三第二号の二(40)(xxx)を同号(40)(40)とし、その次に次のように加える。

(xxx) がい子

別表第二の三第二号の二(40)(xxx)を同号(40)(xxx)とし、同号(40)(40)中「及び電気」を「、電気」に改め、「機器」の下に「、電子たばこその他これに類する個人用の電気的な氣化用器具その他の電気機器及びその部分品」を

(四〇) 電気式の音響信号用又は可視信号用の機器及びこれらの部分品

(xii) ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体

別表第一の三第一号の一(40)(xi)を同号(40)(xi)とし、その次に次のように加える。

(iii) フラットパネルディスプレイモジュール及びその部分品

別表第一の三第二号の二(40)(xi)を次のように改める。

(xi) 電話機及び音声、画像その他のデータを送受信する機器並びにこれらの部分品

別表第一の三第二号の二(40)(xi)を同号(40)(xiv)とし、その次に次のように加える。

(xv) マイクロホン及びそのスタンド、拡声器、ヘッドホン及びイヤホン、マイクロホンと拡声器を組

み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置並びにこれらの部分品

(vi) 音声又はビデオの記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

別表第一の三第二号の二(40)(x)を次のように改める。

(x) 電熱式の調髪用機器その他の家庭において使用する種類の電熱機器及び電熱用抵抗体

別表第一の三第二号の二(40)(x)を同号(40)(viii)とし、同号(40)中(ix)を(xi)とし、同号(40)(ii)中「及びこれらの機器、ウインドスクリーンワイパー又は曇り除去装置」を「、ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置並びにこれら」に改め、同号(40)(vi)を同号(40)(ix)とし、その次に次のように加える。

(x) 携帶用電気ランプ及びその部分品

別表第一の三第二号の二(40)(vi)を同号(40)(viii)とし、同号(40)(v)の次に次のように加える。

(vi) 真空式掃除機

(vii) 台所用デイスポーザーその他の家庭用電気機器

(Mii) コツク、弁その他これらに類する物品及びこれらの部分品

別表第一の三第二号の二(39)(iii)を同号(39)(xi)とし、同号(39)(vi)を同号(39)(xi)とし、同号(39)(lv)を次のように改める。

(1) 土木事業 建築その他これらに類する用途に供する機械 動物性油脂 植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械、プレスその他の木材又はコルクの処理用機械、綱又はケーブルの製造機械、産業用ロボット、蒸発式空氣冷却装置、旅客搭乗橋及び冷間静水圧プレスその他の機械類並びにこれらの部分品

別表第一の三第二号の一(39)(lv)を同号(39)(lx)とし、同号(39)(lii)を同号(39)(liii)とし、その次に次のように加える。

(ix) たばこの調整用又は製造用の機械及びこれらの部分品

別表第二の三第二号の二(39)中(iii)を(iv)とし、(ii)を(v)とし、同号(39)(1)中「謄写機、郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帶掛け用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械並びにこれらの機械その他の事務用機器の」を「事務用機器並びにその」に改め、同号(39)(1)を同号(39)(lv)とし、同号(39)中(iv)を(iii)とし、(v)を(ii)とし、その次に次のように加える。

(iv) 計算機並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機並びにこれらの部分品及び附属品

別表第二の三第二号の二(39)中(iv)を(i)とし、(v)から(vi)までを(xl)から(1)までとし、同号(39)中「ロール」の下に「その他部分品」を加え、同号(39)中(v)を同号(39)(vi)とし、同号(39)中(vi)を(vii)とし、(vii)を(viii)とし、(viii)を(ix)とし、その次に次のように加える。

(vi) 家庭用ミシン

別表第二の三第二号の二(39)中(vi)を同号(39)(vi)とし、その次に次のように加える。

(vi) 家庭用又は営業用の洗濯機

別表第二の三第二号の二(39)(xx)を同号(39)(xi)とし、同号(39)(xx)中「並びにその」を「その他のプリンター、複写機及びファクシミリ並びにこれらの」に改め、同号(39)(xi)を同号(39)(xi)とし、同号(39)(xi)中(xi)を(xx)とし、(xi)から(xi)までを(xx)から(xi)までとし、同号(39)(xi)中「昇降機、コンベヤその他の」を削り、同号(39)(xi)を同号(39)(xi)とし、同号(39)(xi)を(xi)とし、(xi)を(xi)とし、同号(39)(xi)中「及びキヤップスタン」を「、キヤップスタン及びジャッキ並びにこれら部分品」に改め、同号(39)(xi)を同号(39)(xi)とし、同号(39)(xi)中「及び」を「、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器並びに」に改め、同号(39)(xi)を同号(39)(xx)とし、同号(39)(xi)の次に次のように加える。

(vii) 家庭用の皿洗機

(viii) 体重測定機器及び家庭用はかり

別表第二の三第二号の二(39)を同号(40)とし、同号(38)(vii)を(vi)とし、(iv)から(vi)までを(v)から(vii)までとし、同号(38)(vii)の次に次のように加える。

(iv) 刃物並びにスプーン、フォーク、ひしやく、しゃくし、ケーキサーバー、フイツシユナイフ、バ

ターナイフ、砂糖挟みその他これらに類する台所用具及び食卓用具

別表第二の三第二号の二(38)を同号(39)とし、同号(37)中「ジルコニウム」の下に「、マンガン」を加え、同号(37)を同号(38)とし、同号中(36)を(37)とし、(35)を(36)とし、(34)を(35)とし、同号(33)(i)中「線」の下に「、板、シート及びストリップ」を加え、同号(33)(ii)及び(iii)を次のように改める。

(ii) 裏張りしたアルミニウムのはく

(iii) アルミニウム製の管及び管用継手

別表第二の三第二号の二(33)を同号(34)とし、同号(32)を同号(33)とし、同号(31)(ii)を次のように改める。

(ii) 銅製の管、管用継手及び座金並びにより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品

別表第二の三第二号の二(31)(iii)を削り、同号(31)を同号(32)とし、同号(30)(i)を次のように改める。

(i) 鋼矢板及び溶接形鋼

別表第二の三第二号の二(30)中(xii)を(xiii)とし、(iv)から(xi)までを(v)から(xii)までとし、同号(30)(iii)を次のように改める。

る。

(iii) 鉄鋼製の管用継手

別表第二の三第二号の二(30)(iii)を同号(30)(iv)とし、同号(30)(ii)中「鉄鋼製」を「鋳鉄製又は鉄鋼製」に改め、同号(30)(ii)を同号(30)(iii)とし、同号(30)(i)の次に次のように加える。

(ii) レール、ガードレール、ラックレール、トングレール、轍差及び転轍棒その他の分岐器の構成部分並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの

別表第二の三第二号の二(30)を同号(31)とし、同号(29)(i)及び(ii)を次のように改める。

(i) 一次材料及び粒状又は粉状の物品

(ii) 鉄及び非合金鋼

別表第二の三第二号の二(29)(iii)中「のインゴットその他的一次形状のもの、半製品、フラットロール製品、棒、形鋼及び線」を削り、同号(29)を同号(30)とし、同号中(28)を(29)とし、(4)から(27)までを(5)から(28)までとし、同号(3)(ii)中「クロロ硫酸」の下に「、ふつ化水素」を加え、同号(3)を同号(4)とし、同号(2)(iii)中「ピッヂコークス」を「ピッヂ及びピッヂコークス」に改め、同号(2)(iv)中「調製品」の下に「並びに廃油」を加え、同号(2)を同号(3)とし、同号(1)の次に次のように加える。

(2) マンガン鉱及び含鉄マンガン鉱
別表第二の四中「カザフスタン」の下に「、キルギス」を、「シリア」の下に「、タイ、トルコ」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和七年一月二十三日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧对照条文一覽)

○輸出貿易管理令
(昭和二十四年政令第三百七十八号)

改 正 案

別表第二の三（第二条、第四条関係）

一 (略)

一の二次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの
(前号に掲げる貨物を除く。)

イ (略)

ロ 次に掲げる貨物であつて、軍用の化学製剤の製造に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置

(1) 反応器及びその部分品

(2) (11) (略)

ハ 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の製造に用いられる装置及びその部分品

(1) (4) (略)

(5) 核酸若しくはペプチドの合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置

二 (略)

二の二次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの
(前三号に掲げる貨物を除く。)

(略)

(3) (2) (1) マンガン鉱及び含鉄マンガン鉱

鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質
並びに鉱物性ろうのうち、次に掲げるもの

(i) (ii) (略)

現 行

別表第一の三（第二条、第四条関係）

一 (略)

一の二次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの
(前号に掲げる貨物を除く。)

イ (略)

ロ 次に掲げる貨物であつて、軍用の化学製剤の製造に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置

(1) 反応器

(2) (11) (略)

ハ 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の製造に用いられる装置及びその部分品

(1) (4) (略)

(5) 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置

二 (略)

二の二次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの
(前三号に掲げる貨物を除く。)

(略)

(2) (1) 新設

鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質
並びに鉱物性ろうのうち、次に掲げるもの

(i) (ii) (略)

(4) (v) (iv) (iii)	ピツチ及びピツチコーキス
石油及び歴青油並びにこれらの調製品並びに廃油	
無機化合物並びに貴金属及びその無機又は有機の化合物のうち、次に掲げるもの	(略)
化物	(略)
(ii) (i) (略)	塩化水素、クロロ硫酸、ふつ化水素及び無機非金属酸化物
(ii) (i) (略)	鉄鋼のうち、次に掲げるもの
(30) (5) (ii) (i) (29) (5) (vi)	一次材料及び粒状又は粉状の物品
(ii) (i) (29) (5) (vi)	鉄及び非合金鋼
(31) (i) (ii) (i) (31) 鉄鋼製品及びその部分品のうち、次に掲げるもの	ステンレス鋼その他の合金鋼
レール、ガードレール、ラックレール、トングレール 、轍差及び転轍棒その他の分岐器の構成部分並びにまく ら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レ ールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接 続又は取付けに専ら使用するもの	鉄鋼矢板及び溶接形鋼
鉄鋼製の管用継手	鉄及び非合金鋼の半製品、フラットロール製品、棒、形鋼
鉄製又は鉄鋼製の管及び中空の形材	フェロバナジウム
(iv) (iii) (ii) (i) (31) 鉄鋼製品及びその部分品のうち、次に掲げるもの	ステンレス鋼その他の合金鋼のインゴットその他の一 次形状のもの、半製品、フラットロール製品、棒、形鋼 及び線
鉄鋼製の管及び中空の形材	溶接形鋼

(3) (v) (iv) (iii)	ピツチコーキス
石油及び歴青油並びにこれらの調製品	
無機化合物並びに貴金属及びその無機又は有機の化合物のうち、次に掲げるもの	(略)
化物	(略)
(ii) (i) (略)	塩化水素、クロロ硫酸及び無機非金属酸化物
(ii) (i) (略)	鉄鋼のうち、次に掲げるもの
(30) (4) (ii) (30) (4) (vi)	一次材料及び粒状又は粉状の物品
(ii) (i) (30) (4) (vi)	鉄及び非合金鋼
(31) (i) (ii) (i) (31) 鉄鋼製品及びその部分品のうち、次に掲げるもの	ステンレス鋼その他の合金鋼のインゴットその他の一 次形状のもの、半製品、フラットロール製品、棒、形鋼 及び線
鉄鋼製の管用継手	溶接形鋼
(iv) (iii) (ii) (i) (31) 鉄鋼製品及びその部分品のうち、次に掲げるもの	ステンレス鋼その他の合金鋼のインゴットその他の一 次形状のもの、半製品、フラットロール製品、棒、形鋼 及び線
鉄鋼製の管及び中空の形材	溶接形鋼

(32) (v) (略)	銅及びその製品のうち、次に掲げるもの
(ii) (i) (略)	銅製の管、管用継手及び座金並びにより線、ケーブル
、組ひもその他これらに類する製品	、組ひもその他これらに類する製品
(削る)	(削る)
(略)	(略)
(34) (33) (略)	アルミニウム及びその製品のうち、次に掲げるもの
(34) (33) (略)	アルミニウムの線、板、シート及びストリップ
(37) (35) (略)	裏張りしたアルミニウムのはく
(37) (35) (略)	アルミニウム製の管及び管用継手
(38) (35) (略)	タンクステンの粉並びにモリブデン、コバルト、ジルコ
(38) (35) (略)	ニウム、マンガン及びレニウム並びにこれらの製品
(39) (i) (略)	卑金属製品のうち、次に掲げるもの
(39) (i) (略)	刃物並びにスプーン、フォーク、ひしゃく、しゃくし
(iv) (i) (略)	ケーキサーバー、フイッシュユナイフ、バターナイフ、
(iv) (i) (略)	砂糖挟みその他これらに類する台所用具及び食卓用具
(40) (v) (略)	ボイラーア及機械類並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの
(x) (i) (ix) (略)	真空ポンプ、ファン及び換気用又は循環用のフード並びにこれらの部分品並びに气体ポンプ、气体圧縮機又は

(31) (iv) (略)	銅及びその製品のうち、次に掲げるもの
(ii) (i) (略)	銅合金製の管
(33) (32) (略)	アルミニウム及びその製品のうち、次に掲げるもの
(33) (32) (略)	アルミニウムの線
(37) (34) (略)	アルミニウム合金の板、シート及びストリップ
(37) (34) (略)	裏張りしたアルミニウムのはく
(38) (34) (略)	アルミニウム及びレニウム並びにこれらの製品
(38) (34) (略)	卑金属製品のうち、次に掲げるもの
(39) (iv) (略)	アルミニウムの線
(39) (iv) (略)	ボイラーア及機械類並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの
(x) (i) (ix) (略)	真空ポンプ及び气体ポンプ、真空ポンプ、气体圧縮機、ファン、換気用若しくは循環用のフード又は密閉形の

密閉型の生物学的安全キヤビネットの部分品

生物学的安全キヤビネットの部分品

(略)

家庭用の皿洗機

体重測定機器及び家庭用はかり

噴射用、散布用又は噴霧用の機器、スプレーカンその他の上記の幾品又は幾種に十数種の機器。

他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他の二種十数種付用機器並びに二種の部分品

れば数する。噴射用機器立てにこれらの部分品

ノ吸びジャツキ並びにこれらの部分品

略

持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械及

びこれらの部分品

(略)

印刷機その他のプリンター、複写機及びファクシミリ

並びにこれらの部分品及び附属品

(略)

家庭用又は営業用の洗濯機

（略）

家庭用ミシン
(路)

金属王正幾及びそのコレ他部分品

(略) 金馬玉珂林乃で之の口ハシの作詩ノ旨

計算機並びにデータを記録し、再生し、及び表示する

ポケットサイズの機械並びに会計機、郵便料金計機、切

符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並

びに金銭登録機並びにこれらの部分品及び附属品

(略)	(1) (略)
謄写機、郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帶がけ用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械並びにこれらの機械その他の事務用機器の部分品及び附属品	(1i)
計算機、データを記録し、再生し、及び表示するポケ	(ii)
ソトサイズの機械若しくは会計機、郵便料金計機、切符	(iii)
発行機その他これらに類する計算機構を有する機械又は	(iv)
金銭登録機の部分品及び附属品	(略)
(新設)	(略)
土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械、プレスその他の木材又はコルクの処理用機械、産業用ロボットその他の機械類及びその部分品並びに動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械、綱又はケーブルの製造機械、蒸発式空気冷却装置、旅客搭乗橋その他の機械類の部分品	(iv)
(略)	(略)
減圧弁、油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁、逆止弁、安全弁及び逃がし弁	(v)
電気機器及びその部分品のうち、次に掲げるもの	(vi)
(新設)	(略)
(略)	(略)

(xii)	(xiii)	(xiv)	(xv)	(xvi)	(xvii)	(xviii)	(xix)	(xx)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
電気式の音響信号用又は可視信号用の機器及びこれらの部分品	ノワイパー及び曇り除去装置並びにこれらの部分品	携帶用電気ランプ及びその部分品	・	(xii)	(xiii)	(xiv)	(xv)	(xvi)	電熱式の調髪用機器その他の家庭において使用する種類の電熱機器及び電熱用抵抗体	器並びにこれらの部分品	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器、ヘッドホン及びイヤホン、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置並びにこれらの中の部分品	音声又はビデオの記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	トカードその他の媒体	フラットパネルディスプレイモジュール及びその部分品	ラジオ放送用の受信機器及びその部分品	モニター、プロジェクター及びテレビジョン受像機器並びにこれらの部分品	(削る)	(略)	(略)
電気式の音響信号用又は可視信号用の機器及びこれらの部分品	ノワイパー及び曇り除去装置並びにこれらの部分品	携帶用電気ランプ及びその部分品	・	(xii)	(xiii)	(xiv)	(xv)	(xvi)	電熱式の調髪用機器その他の家庭において使用する種類の電熱機器及び電熱用抵抗体	器並びにこれらの部分品	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器、ヘッドホン及びイヤホン、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置並びにこれらの中の部分品	音声又はビデオの記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	トカードその他の媒体	フラットパネルディスプレイモジュール及びその部分品	ラジオ放送用の受信機器及びその部分品	モニター、プロジェクター及びテレビジョン受像機器並びにこれらの部分品	(削る)	(略)	(略)
電気式の音響信号用又は可視信号用の機器及びこれらの部分品	ノワイパー及び曇り除去装置並びにこれらの部分品	携帶用電気ランプ及びその部分品	・	(xii)	(xiii)	(xiv)	(xv)	(xvi)	電熱式の調髪用機器その他の家庭において使用する種類の電熱機器及び電熱用抵抗体	器並びにこれらの部分品	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器、ヘッドホン及びイヤホン、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置並びにこれらの中の部分品	音声又はビデオの記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	トカードその他の媒体	フラットパネルディスプレイモジュール及びその部分品	ラジオ放送用の受信機器及びその部分品	モニター、プロジェクター及びテレビジョン受像機器並びにこれらの部分品	(削る)	(略)	(略)

(ii)	電気式の照明用又は信号用の機器及びこれらの機器、 ウインドスクリーンワイパー又は曇り除去装置の部分品
(x)	(新設) • (略)
(xi)	音声、画像その他のデータを送受信する機器及びその 部分品並びに電話機の部分品
(xii)	(新設)
(xiii)	(新設)
(xiv)	(略)
(xv)	不揮発性半導体記憶装置
(xvi)	ラジオ放送用受信機及びその部分品
(xvii)	モニター及びその部分品並びにプロジェクター又はテ レビジョン受像機器の部分品
(xviii)	フラットパネルディスプレイモジュールの部分品 (略)
(xix)	(新設)

(43)	（略）	（略）	（略）	（略）
（i） 次に掲げるもの	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器及び光ファイバー用又は光ファイバーケーブル用の接続子並びにこれらの部分品	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器及びこれらの部分品	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器及び光ファイバー用又は光ファイバーケーブル用若しくは光ファイバーケー	（略）
セミトレーラー用の道路走行用トラクター及び無限軌	（略）	（略）	（略）	（略）
鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品のうち、	（略）	（略）	（略）	（略）

(42)	（略）	（略）	（略）	（略）
（i） 次に掲げるもの	（略）	（略）	（略）	（略）
セミトレーラー用の道路走行用トラクター及び無限軌	（略）	（略）	（略）	（略）
鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品のうち、	（略）	（略）	（略）	（略）

道式トラクター並びにこれらの車体並びにこれらの部分

品及び附属品

・ (略)

(iv) (ii) 特殊用途自動車及びその車体並びにこれらの部分品及び附属品

(v) 自走式作業トラック又は鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター及びこれらの部分品及

モーターサイクル

(vi) 自転車及びサイドカー並びにこれらの部分品及び附属

(vii) 品

トレー ラー、セミトレー ラーその他車両及びこれらの部分品

(略)

(45) (44) |
船舶及び浮き構造物

トレー ラー、セミトレー ラーその他車両及びこれらの部分品

(略)

(46) |
光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの

(i) (ii) (略)

視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡

(略)

(v) (iv) (iii) |
写真機、写真用のせん光器具及びせん光電球並びにこれら

(x) | れの部分品及び附属品

(略)

道式トラクター

・ (略)

(iv) (ii) 特殊用途自動車

(v) 自走式作業トラック又は鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター及びこれらの部分品及

(新設)

(vi) トレー ラー及びセミトレー ラー並びにこれらの車両又

はその他の車両の部分品

(略)

(44) (43) |
ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓櫂船、カヌー、照明船、消防船、クレーン船その他の船舶、浮き

ドック及び浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラツ

トホーム

(45) |
光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの

(i) (ii) (略)

水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設

計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ

(略)

(iv) (iii) |
(新設)

(略)

(v) |
水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設

(ix) |
計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ

(略)

			(新設)	(新設)
			(略)	(略)
		(46)	三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型及びパズル	(47)
	(略)	(略)		
三	(48)	(略)		
別表第二の四 (第二条、第四条関係)				
アラブ首長国連邦、アルメニア、中華人民共和国、インド、カザフスタン、シリア、ウズベキスタン				